

# 入札説明書

平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入

国立水俣病総合研究センター

はじめに

平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入に係る入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子

2 調達内容

(1) 件名 平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入

(2) 特質等

平成24年度特殊ガス調達予定数量

種類	形状・容量	数量	単位	備考	年間調達 予定数量
窒素ガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≥99.995%	36
純窒素ガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≥99.9995%	108
純ヘリウムガス	1.5 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	>99.99995%	1
純ヘリウムガス	6 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	>99.99995%	1
酸素ガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≥99.5%	12
アルゴンガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≥99.995%	1

(3) 契約期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日

(4) 納入場所 熊本県水俣市浜4058-18 国立水俣病総合研究センター

(5) 入札方法

落札者の決定は、単価方式による最低価格落札方式をもって行うので、

イ 入札者は、年間調達予定数量に対する単価を基に入札金額を見積もることとし、調達物品の本体価格のほか、輸送費、設置費、保険料等納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の

100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成22・23・24年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の中で営業品目「燃料類」又は「その他」において、開札時までに「A」、「B」又は「C」級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒867-0008 熊本県水俣市浜4058-18

国立水俣病総合研究センター総務課経理係 北田 貴久

電話 0966-63-3111 FAX0966-61-1145

### 5 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成24年3月21日（水）16時00分

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜4058-18

(2) 入札書の提出方法

ア. 入札書は、(1)の日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成23年3月16日（金）12時までに、環境省入札心得に定める様式2による書面を提出すること。

イ. 書面により入札書を提出する場合は、(1)の日時及び場所に、環境省入札心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格により落札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

## 7 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
  - イ 提出期限 平成24年3月13日（火）12時まで  
（持参の場合は12時から13時を除く）
  - ロ 提出場所 4（1）の場所
  - ハ 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、平成24年3月14日（水）17時までにFAXにより行う。

## 8 競争参加資格確認関係書類

- (1) 競争参加資格確認関係書類は、別添-1に掲げるとおりとする。
- (2) 競争参加資格確認関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認関係書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 受領した書類等は返却しない。
- (5) 入札者は、提出した競争参加資格確認関係書類の引換え、一部もしくは全部差し替え及び再提出、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 競争参加資格確認関係書類の受領期限は、平成24年3月16日（金）12時とする。
- (7) 開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から競争参加資格確認等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (8) 入札参加資格審査結果の回答  
平成24年3月19日（月）17時まで  
なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

## 9 その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

### (2) 電子入札システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

環境省電子入札システムホームページアドレス <http://www.e-procurement.env.go.jp/>  
ヘルプデスク 03-5348-4006

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4(1)の場所に連絡すること。

### (3) 契約締結日までに平成24年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

## ○様式等

別紙 環境省入札心得

別添1 競争参加資格確認関係書類

別添2 契約書（案）

別添3 仕様書

(別紙)

## 環境省入札心得 (工事以外)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子入札システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿と記載）及び「平成24年3月21日開札〔平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入〕の入札書在中」と朱書きして、

入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を入札説明書で指定する日時までに提出すること。

- (2) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。また、競争参加資格を証明する書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子入札システムの手順に応じて、入札説明書で指定する日時までに提出すること。

#### 7. 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

#### 8. 代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

#### 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

#### 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子入札システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。





(別紙) 算出内訳

種類	形状・容量	予定数量	単価 (円)	金額 (円)
窒素ガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	36本		
純窒素ガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	108本		
純ヘリウムガス	1.5 m <sup>3</sup> ボンベ	1本		
純ヘリウムガス	6 m <sup>3</sup> ボンベ	1本		
酸素ガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	12本		
アルゴンガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	1本		
合計				

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入
2. 電子入札システムでの参加ができない理由  
(記入例)・電子入札システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代表者氏名

印

代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入の入札に関する一切の件

別添-1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入に関する  
競争参加資格確認書類の提出について

標記の件につきまして、次のとおり提出します。

① 環境省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書(全省庁統一資格)の写

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

TEL/FAX :

E-mail :

## 単 価 契 約 書 (案)

下記の物品購入に関し、支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子 (以下「甲」という。) と、 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、「平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入」 (以下「業務」という。) について次の条項により単価契約を締結する。但し、現品を甲の指定する場所に納入 (搬入の場合も含む。以下同じ) するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

### (契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

### (品名規格及び契約単価)

第2条 契約の品名規格及び単価は別表のとおりとする。

- 2 他の法令により品質等について規定されているものはその規定に準拠したものを納入する。

### (履行期間及び履行場所)

第3条 履行期間及び履行場所は、次のとおりとする。

履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

履行場所 国立水俣病総合研究センター  
熊本県水俣市浜4058-18

### (契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

### (再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせではない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

### (監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査)

第7条 乙が納入した物品は甲の実施する検査を受けなければならない。

2 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(不合格品引取)

第8条 乙が、甲の施設を利用して第7条の検査を受け、その結果不合格となった現品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すことができる。但し、その費用の一切は乙の負担とする。

(契約金額の支払い)

第9条 乙は、第7条の検査に合格した物品についてその対価を1ヶ月毎にとりまとめて甲に請求し、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)にその対価を乙に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 甲は、第9条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し年3.1%の利率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(仕様書等の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 本契約において物品の価格に著しい変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ契約単価の変更をすることができる。

(業務の中止)

第12条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から10条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。



- 二 乙が第5条、第16条又は第17条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

(違約金)

第14条 甲が前条の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(かし担保)

第15条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、あるいは修理させ又は損害賠償金として、甲乙協議の上決定した金額を支払わせることができる。

(秘密の保全)

第16条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第17条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令(昭和55年政令第22号)第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて、甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

(甲) 熊本県水俣市浜4058-18  
支出負担行為担当官  
国立水俣病総合研究センター  
総務課長 佐藤 克子

(乙) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(別表)

種類	形状・容量	数量	単位	備考	金額
窒素ガス	7m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≥99.995%	
純窒素ガス	7m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≥99.9995%	
純ヘリウムガス	1.5m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	>99.99995%	
純ヘリウムガス	6m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	>99.99995%	
酸素ガス	7m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≥99.5%	
アルゴンガス	7m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≥99.995%	

※単価については、消費税及び地方消費税を含む金額である。

## 仕 様 書

### 1. 件 名

平成24年度国立水俣病総合研究センターで使用する特殊ガスの購入

### 2. 目 的

国立水俣病総合研究センター（以下、「国水研」という。）で使用する特殊ガスを購入することにより、業務を円滑に行うことを目的とする。

### 3. 納入方法等

①納入者は、国水研担当者による別紙に掲げる特殊ガスについての発注を受けてから原則として24時間以内に国水研担当者が指定する場所に納入し、国水研の所有する特殊ガス供給設備に接続するものとする。

ただし、国水研担当者から納入時期について特段の指示がある場合にはそれに従うものとする。

②国水研担当者が発注した数量の全部又は一部を発注から24時間以内もしくは指示された日時までに納入することが困難な場合には、その旨を国水研担当者に届け出たうえで、その指示に従うこと。

③物品の納入にあたり、必要と認められる場合は物品保管容器を無償で貸し付けるものとする。

### 4. 請求方法

納入者は、納入した物品についてその数量と対価を1ヶ月ごとにとりまとめ、請求書に添付し、代金を請求するものとする。

### 5. その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、国水研担当者と協議し、その指示に従うこと。

(別紙)

種類	形状・容量	数量	単位	備考
窒素ガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≧99.995%
純窒素ガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≧99.9995%
純ヘリウムガス	1.5 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	>99.99995%
純ヘリウムガス	6 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	>99.99995%
酸素ガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≧99.5%
アルゴンガス	7 m <sup>3</sup> ボンベ	1	本	≧99.995%